

入札・契約業務の 厳正な執行について

国土交通省大臣官房技術調査課

さる4月1日に国土交通省関係の各発注機関宛に事務次官より「平成17年度国土交通省所管事業の執行について」が発せられた。これは、毎年度当初に所管事業の執行に当たって、適正かつ円滑な事業の執行を図るために発せられている通達である。ここでは、主に入札契約関係に関連する事項である「入札・契約業務の厳正な執行について」の概要を紹介する。

入札・契約業務の厳正な執行について

公共工事の入札・契約に当たっては、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」等に従い、透明性の確保、公正な競争の促進、適正な施工の確保、不正行為の排除の徹底等を図るための措置を適切に実施する。

なお、随意契約については、関係法令を厳に遵守するとともに、手続の透明性の向上および委託契約の適正な履行による効率性の確保を図り、より一層厳正な実施に努める。

また、一般競争入札方式の活用、指名競争入札方式の改善等の措置を引き続き適切に実施するとともに、「政府調達に関する協定」の適切な運用を図る。併せて、一般競争入札方式の実施に当た

っては、中小建設業者および中堅建設業者の受注機会の確保に配慮しつつ、適切な発注ロットの設定の推進を図る。

さらに、発注に当たっては、設計・積算および監督・検査の適切な実施等厳正な執行の徹底を図る。

(1) 設計・積算の適切な実施

建設資材等の設計単価については、施工地域の実態に即した実勢単価の機動的な把握に努め、適正な単価とする。また、予定価格については、工事の施工条件等を十分考慮して積算し、厳正な管理に努める。さらに、設計書金額の一部を正当な理由なく控除するいわゆる歩切りについては、厳に慎む。

施工条件は、設計図書に明示し、明示された条件に変更が生じた場合は設計変更等適切な対応に努める。また、設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態の事実を発見した場合も同様とする。

(2) 入札・契約業務の適切な実施

入札・契約に係る情報は、適切に公表する。また、「政府調達に関する協定」の適用を受ける調

達契約については、官報等による入札公告等の透明な調達手続の実施が求められるので、当該協定等に基づき、適切に入札・契約手続を行う。

工事の発注に当たっては、対象工事等の特性に応じて総合評価落札方式、VE方式、設計・施工一括発注方式等の積極的活用を図ることや、工事成績を活用することにより、価格だけでなく技術や品質を含めた評価に努め、技術力による健全な競争を促進する。

指名業者の選定に当たっては、労働・公衆災害の発生状況、賃金の支払状況、建設業退職金共済制度への加入状況等労働福祉の状況を考慮するとともに、工事の技術的難易度を適切に勘案し、発注する工事の規模に対応する等級以外の業者を指名する措置を積極的に推進する。また、不良債権の償却等により赤字決算となる業者や、更生手続または再生手続の開始決定が行われている者について、過度の制限を設けることによって直ちに指名から除外することのないよう留意する。さらに、工事成績データベース、工事实績情報サービスおよび測量調査設計業務実績情報サービスを積極的に活用し、工事等の適切な施工体制が確保で

きるか十分勘案して入札参加者を選定する。

共同企業体制度の運用に当たっては、「共同企業体の在り方について」「公共工事に関する入札・契約制度の改革について」等の趣旨を踏まえ、その適正な活用を図る。

発注に当たっては、不正行為に対しては厳正に対処するとともに、いわゆるダンピング受注については、公共工事の品質の確保に支障を及ぼしかねないだけでなく、下請へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながるものであり、いわゆるダンピング受注の排除を図る。

公共工事等に係る電子入札については、その適切な実施に努める。

(3) 監督・検査の適切な実施

工事の品質を確保する上で、よりの確な完成検査の実施に努めるとともに、完成検査とともに重要となる工事の施工段階における監督・検査についても、段階確認や中間技術検査などの制度を有効に活用することとし、工事の監督・検査をさらに充実させる。

平成17年度 事故防止重点対策について

国土交通省大臣官房技術調査課

たなか みつぐ
課長補佐 田中 貢



はじめに

どのような産業においてもそこに働く人の安全は最優先されるべき大切なことであり、今までも関係者・関係機関による大きな努力が払われてきました。その結果、労働災害による死者数はピークの1961年（昭和36年）では全産業で6,712人、

建設業で2,652人あったものが、2002年（平成14年）では全産業で1,658人、建設業で607人と約1/4にまで減少してきました（図1）。

しかし、建設業における死亡者の全産業に占める割合は37%と依然として高く、建設投資額1兆円当たりで見ますと逆に増加傾向を示し、最近の5年間では1.2倍と憂慮すべき状況になっています（図2）。

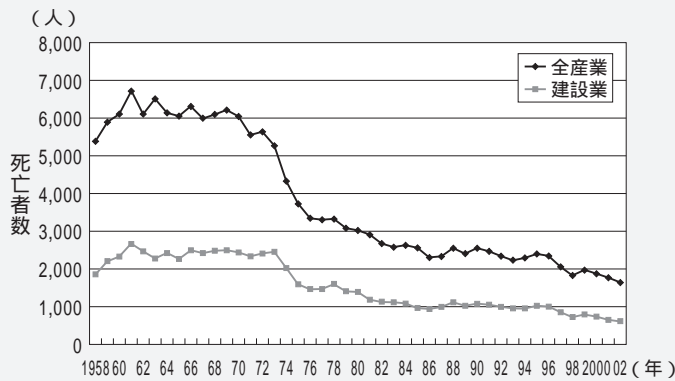


図1 労働災害による死亡者数の推移 (厚生労働省調べ)

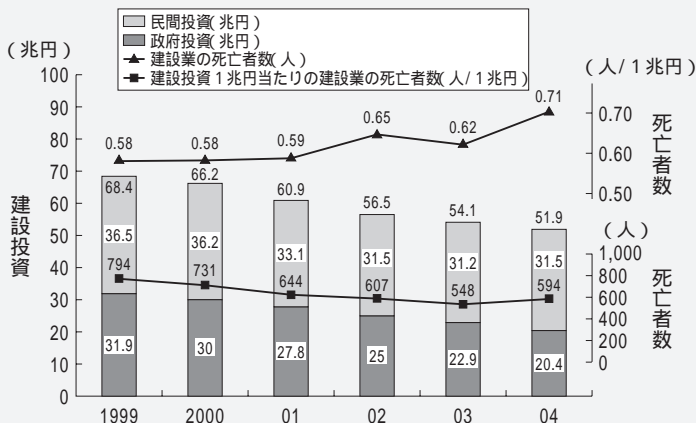


図2 建設投資と建設業の死亡者数

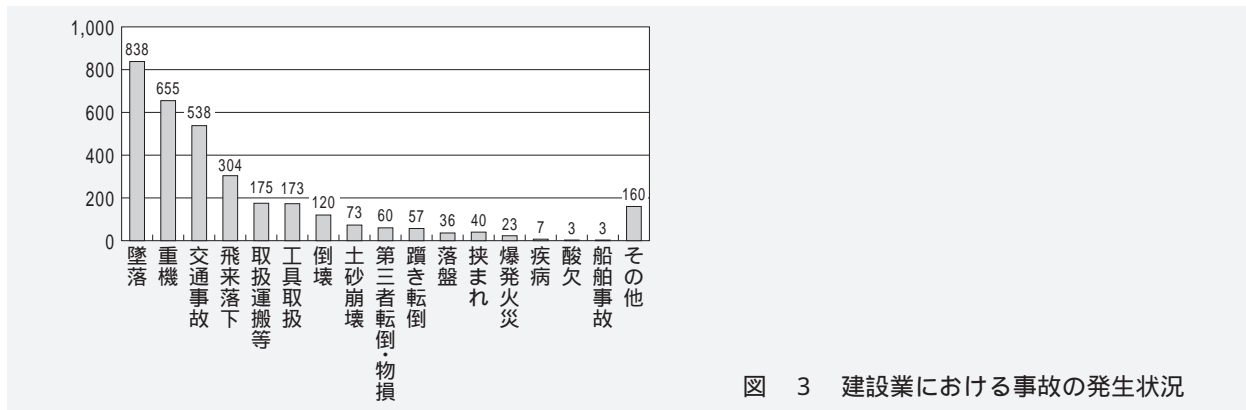


図 3 建設業における事故の発生状況

国土交通省では建設業におけるさらなる事故の削減を図るため、昨年度に引き続き「平成17年度における建設工事事故防止のための重点対策の実施について（以下、「重点対策」）」を行政機関に通知するとともに、関係業界団体に協力を要請したところです。

2

建設工事事故の概況

建設業における事故の発生状況（1996.1～2001.12）を図 3 に示しますが、「墜落」「重機」「交通事故」「飛来落下」の四つで全体の70%を超えています。最も事故の多い「墜落」の発生個所としては「足場（30%）」「法面（18%）」が多く、また、事故全般にちょっとした注意や配慮で防げるヒューマンエラーによる事故も多く発生しています。今年度も残念なことです。国土交通省が把握しているだけでも数件のヒューマンエラーによる死亡事故が発生しており（5月20日現在）、今後、工事件数が多くなることを考えると事故件数の増加が心配されるところです。

3

平成17年度の重点対策

国土交通省が出した重点対策は発注者が実施する対策と関係業団体が実施する対策があり、それぞれ次のような項目からなっています。

(1) 発注者が実施する対策

- ① 足場からの墜落事故防止重点対策
- ② 法面からの墜落事故防止重点対策
- ③ 交通事故防止重点対策

- ④ 工事全般にわたる事故防止重点対策
- ⑤ 安全活動の評価
 - (2) 関係業団体が実施する対策
 - ① 足場からの墜落事故防止重点対策
 - ② 法面からの墜落事故防止重点対策
 - ③ 重機事故防止重点対策
 - ④ 交通事故防止重点対策
 - ⑤ 各種事故共通重点対策

これらの対策のうち、発注者の対策では「交通事故防止重点対策」として昨年度に引き続き、「運転者の注意を喚起する方法と車両の制動抑止を図る方法を組み合わせた」モデル工事を実施して現場への適用条件を検討するとともに、工事全般にわたり現場や作業員の少しの配慮で防止可能なヒューマンエラーによる事故も多く発生していることから、新たに「不注意による重機との接触事故防止」「近道・省略行動本能による墜落事故防止」の観点からモデル工事を実施し、現場への適用条件や効果的な実施方法を検討することとしています。

4

おわりに

建設業の作業環境は多くの場合、室外での作業であり、多様な現場や気象条件など、さまざまな環境下での作業になるため、事故の内容や原因も多種多様であり、事故防止に対する特効薬的な防止策はなく、関係者一人一人の地道な努力が必要となります。今後も国土交通省としても建設業における事故の削減を目指して努力してまいります。併せて、関係機関におかれてもさらなる事故防止に向けた努力を望むものです。